

労働市場の動向(平成30年3月内容)

【求人動き】

- 新規求人数は全数が1471人で、前月比▲8.1%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比では0.9%とわずかに増加した。このうち一般求人数は950人で前年同月比10.2%とかなりの程度増加、パート求人数は521人で前年同月比▲12.6%とかなり大きく減少した。
- 有効求人数は全数が4232人で、前月比3.3%とやや増加した。また、対前年同月比でも1.4%とわずかに増加した。このうち一般求人数は2805人で前年同月比5.6%とやや増加、パート求人数は1427人で前年同月比▲6%とかなりの程度減少した。

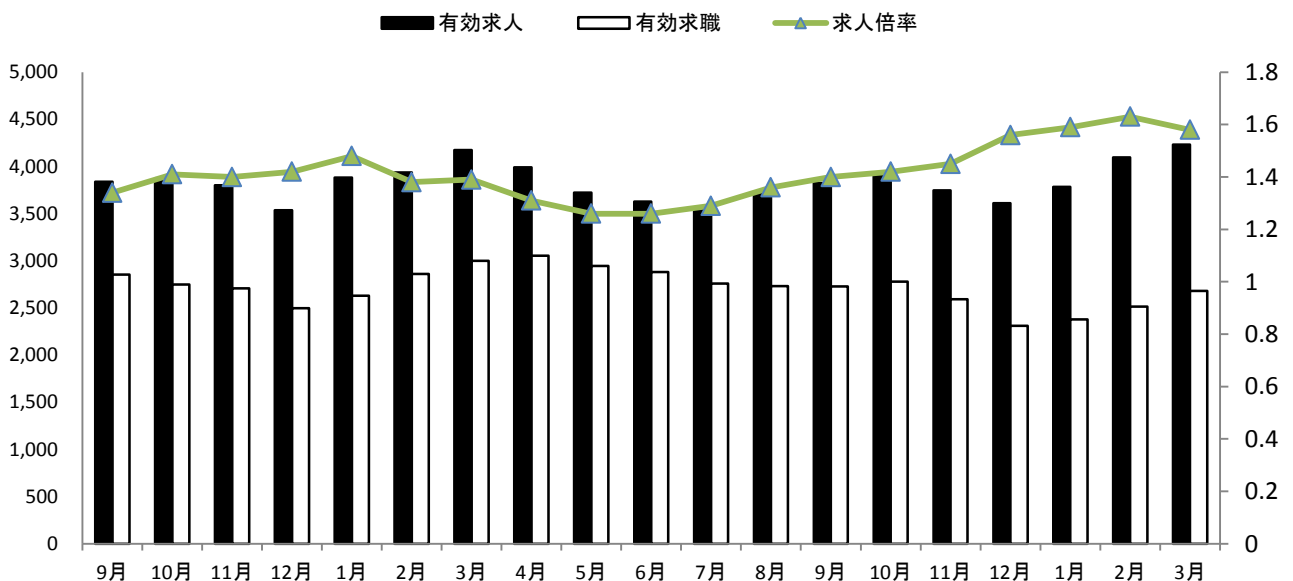
【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が788人で、前月比14.2%とかなり大きく増加した。また、対前年同月比では▲0.9%とわずかに減少した。このうち一般求職者数は564人で前年同月比▲0%と同数、パート求職者数は224人で前年同月比▲3%とやや減少した。
- 有効求職者数は全数が2682人で、前月比6.7%とかなりの程度増加した。また、対前年同月比では▲10.6%とかなりの程度減少した。このうち一般求職者数は1848人で前年同月比▲10.2%とかなりの程度減少、パート求職者数は834人で前年同月比▲11.7%とかなり大きく減少した。

【雇用保険の動き】

- 管内事業所の新規適用数は9件で、廃止数は10件となっている。被保険者の資格取得数は561人で、資格喪失数は586人、うち事業主都合は91人だった。雇用保険の一般受給資格決定件数は171件で、受給者実人員は473人だった。

求人・求職の動き



	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効求人	3,837	3,877	3,800	3,535	3,882	3,937	4,174	3,991	3,721	3,626	3,547	3,706	3,823	3,935	3,747	3,611	3,783	4,096	4,232
有効求職	2,854	2,749	2,706	2,497	2,631	2,860	3,001	3,055	2,945	2,880	2,759	2,733	2,729	2,778	2,592	2,312	2,377	2,513	2,682
求人倍率	1.34	1.41	1.4	1.42	1.48	1.38	1.39	1.31	1.26	1.26	1.29	1.36	1.4	1.42	1.45	1.56	1.59	1.63	1.58

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わりました。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※裏面の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下になりました

事業主区分	法定雇用率	
	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わりました。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わりました

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直しました。


精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL300402雇障02